

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第4項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年2月20日

【四半期会計期間】 第170期第1四半期
(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)

【会社名】 株式会社ニッピ

【英訳名】 Nippi, Incorporated

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 伊藤 隆 男

【本店の所在の場所】 東京都足立区千住緑町1丁目1番1号

【電話番号】 03(3888)5111(大代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 河村 桂 作

【最寄りの連絡場所】 東京都足立区千住緑町1丁目1番1号

【電話番号】 03(3888)5111(大代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 河村 桂 作

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

平成28年8月10日に提出いたしました第170期第1四半期（自平成28年4月1日至平成28年6月30日）四半期報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

独立監査人の四半期レビュー報告書

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

（訂正前）

強調事項

【注記事項】(会計方針の変更等)(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)に記載のとおり、会社グループは、有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法を定率法から定額法へ変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

（訂正後）

強調事項

【注記事項】(会計方針の変更等)(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)に記載のとおり、会社グループは、有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法を定率法から定額法へ変更している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。